

別表 2（第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 8 条関係）

(2) 省エネ補助対象機器

対象機器	定置用リチウムイオン蓄電池（新築住宅、既存住宅対象。店舗併用住宅を含む。）
提出書類	○第 5 条(10)に定める書類は以下のとおり。 ・なし ○第 8 条(8)に定める書類は以下のとおり。 ・単線結線図 ・系統連系が確認できる書類 ・設置後の写真（蓄電池、パワーコンディショナー）
補助額の算定	購入・設置に要した費用の 1/10 ・上限額 12 万円 ・既存設備の撤去費用は含めないこと
補助要件	① 常時、太陽光発電設備と接続し、太陽光が発電する電力を充放電できる定置用リチウムイオン蓄電池であること。 ② 蓄電容量が 17.76kWh 未満であること。 ③ 電力会社の電力系統に連系できること。 ④ 公称蓄電容量が 1kWh 以上であること。 ⑤ メーカー指定の環境条件に設置すること。
対象機器	HEMS（新築住宅、既存住宅対象。店舗併用住宅を含む。）
提出書類	○第 5 条(10)に定める書類は以下のとおり。 ・なし ○第 8 条(8)に定める書類は以下のとおり。 ・設置後の写真（HEMS 本体）
補助額の算定	設置に要した費用の 1/10 ・上限額 4 万円
補助要件	① 住居の電力使用量を測定・蓄積し、電力使用量の「見える化」ができること。 ② 「ECHONET Lite」規格を標準規格として搭載していること。 ③ 家電製品等の自動制御ができること。 ④ 太陽光発電等の発電設備及び蓄電池と接続機能があること。
対象機器	V2H（新築住宅、既存住宅対象。店舗併用住宅を含む。）
提出書類	○第 5 条(10)に定める書類は以下のとおり。 ・なし ○第 8 条(8)に定める書類は以下のとおり。 ・単線結線図 ・設置後の写真（V2H 本体）
補助額の算定	設置に要した費用の 1/10 ・上限額 6 万円
補助要件	① EV 等と住宅とを分電盤を通じて電力を相互に供給するシステムであること。 ② 国が平成 26 年以降に実施する充電インフラ整備促進に係る補助事業の対象となる充電シス

	テムまたは電力変換効率や充電性能などが当該システム以上であること。 ③ 常時、太陽光発電と接続すること（接続する太陽光発電設備は新設・既設を問わない）。
対象機器	給電装置（新築住宅、既存住宅対象。店舗併用住宅を含む。）
提出書類	○第5条(10)に定める書類は以下のとおり。 ・なし ○第8条(8)に定める書類は以下のとおり。 ・設置後の写真（給電装置本体）
補助額の算定	設置に要した費用の 1/10 ・上限額 3 万円
補助要件	① EV、PHV、HV 等から自宅に給電できるシステムであること。